

# 椿野苑短期入所生活介護事業所運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人同朋会が開設する特別養護老人ホーム椿野苑（以下「事業所」という）で行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の適正な運営を確保する為に人員および管理運営に関する事項を定める事業所の介護職員等が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 当該事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム 椿野苑
- 二 所在地 岐阜県山県市大桑3615番地1

## (従業者の職種 員数 及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種 職員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（兼務）
    - ・管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
  - 二 生活相談員 1名（兼務）
    - ・利用者の生活相談及び利用に係わる事務手続きおよび家族への連絡事務を行う。
  - 三 看護職員 1名
    - ・利用者の健康管理及び健康保持の為の措置
  - 四 介護職員 10名
    - ・利用者の食事・排泄・入浴等の日常生活援助を行なう
  - 五 栄養士（管理栄養士） 1名（兼務）
    - ・利用者の栄養基準及び献立の作成、調理員の指導等の業務に従事する。
  - 六 機能訓練指導員 1名（兼務）
    - ・日常生活を営むのに必要な機能改善の為の訓練を計画的に行う。
- 2 前項のほか必要な職員をおくことができる。

(利用定員)

第5条 利用定員は20名とする。

(指定短期入所生活介護等の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定短期入所生活介護等の内容は身体介護及び送迎サービスとし、その利用理由は、社会的理由及び私的理由は問わず、指定短期入所生活介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護等が法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。なお、厚生労働大臣が定める基準は当該事業所の見やすいところに掲示するものとする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けるものとする。

一 居住費（滞在費）

二 食費

三 送迎に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準以外については実費負担とする。

四 理美容代

五 指定短期入所生活介護等サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

3 前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 事業の送迎の実施地域は山県市内・岐阜市内長良川以北の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 指定短期入所生活介護等サービス利用者には次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(1) 施設内の他の利用者に迷惑をかける行為を慎むこと。

(2) 無断外出の禁止。

(3) 施設所有の設備及び備品に損害を与えないこと。

2 他の利用者に感染する恐れのある疾病に罹患している場合は、サービスの利用を見合わせ、又は中止する場合もある。

(衛生管理等)

第9条 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意すると共に、健康保持の為の適切な措置をとることとする。

2 事業所の医師は、利用者に対して行なった健康管理に関し、その者の健康手帳

の所要のページに必要な事項を記載することとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

(緊急時における対応方法)

第10条 短期入所生活介護等従業者は、現に指定短期入所生活介護等の提供を行なっている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治医の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を講ずると共に管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 指定短期入所生活介護等事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならない。

(秘密保持)

第12条 従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者であった者が正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかななければならない。

(苦情処理)

第13条 指定短期入所生活介護等事業者は利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

2 指定短期入所生活介護等事業者はサービスに関する利用者からの苦情に関して岐阜県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告します。

(掲示等)

第13条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を提示します。

2 施設は、前項の重要事項について、施設のホームページに掲載します。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 指定短期入所生活介護等事業者は従業者の資質向上を図る為の研修の機会を設けるものとし、これに対応できる業務体制を整備するものとする。

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人同朋会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成12年 4月1日より施行する。

この規程は、平成14年11月1日より施行する。

この規程は、平成15年 4月1日より施行する。

この規程は、平成16年 5月1日より施行する。  
この規程は、平成17年10月1日より施行する。  
この規程は、平成18年 4月1日より施行する。  
この規程は、平成22年 4月1日より施行する。  
この規程は、平成24年 4月1日より施行する。  
この規程は、平成25年11月1日より施行する。